ｅ－ＴＡＸ消費税ご利用企業
ご担当者　各位

株式会社ＴＫＣ

インボイス制度に対応した
令和５年度ｅ－ＴＡＸ消費税[2023年11月版]を
１１月２１日(火)から提供します

インボイス制度に対応した令和５年度ｅ－ＴＡＸ消費税[2023年11月版]を令和５年１１月２１日(火)から提供します。つきましては、改訂内容を改めてご案内します。

Ⅰ　令和５年度ｅ－ＴＡＸ消費税[2023年11月版]の改訂内容

インボイス制度開始後の課税期間（令和５年１０月１日以後に終了する課税期間）について、次の改訂を実施します。

１．「242.消費税ワーキングシートの入力」メニューの改訂

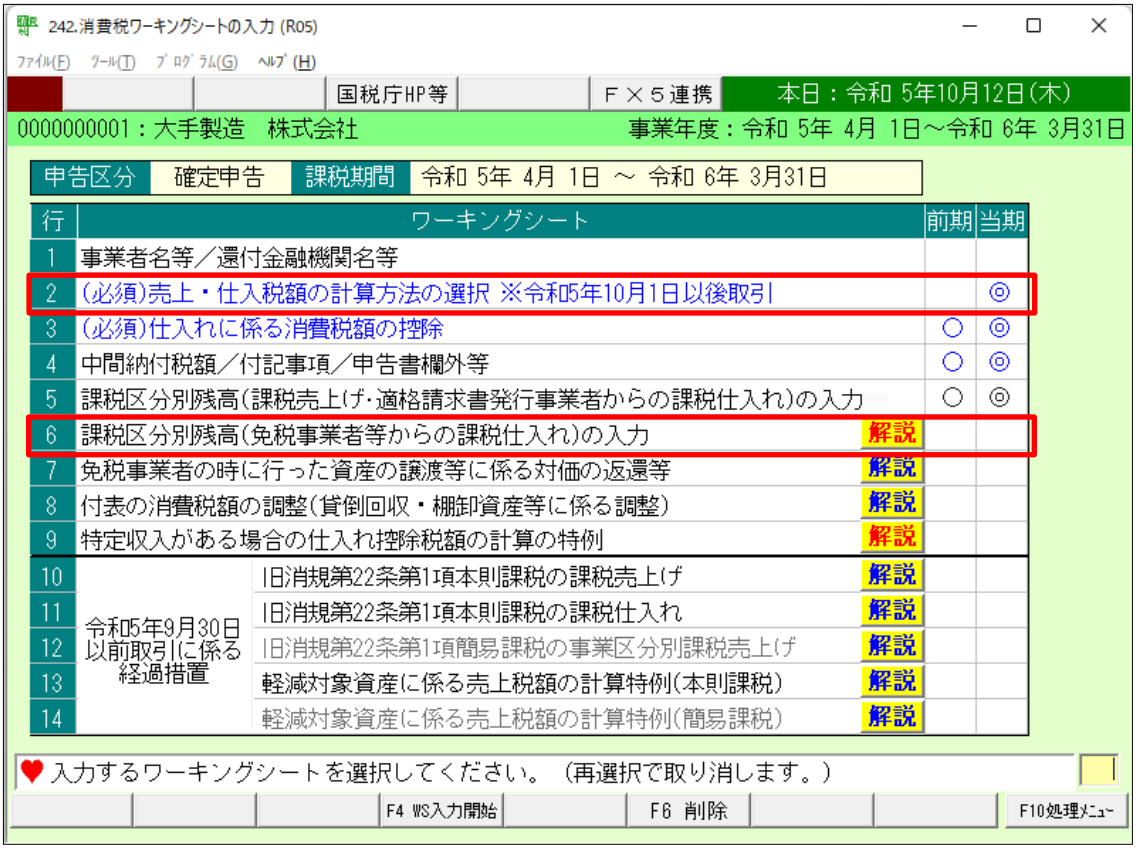
(1) 消費税ワーキングシート一覧の改訂

次のワーキングシートを新設します。

①「売上・仕入税額の計算方法の選択」ワーキングシート（入力必須）

②「課税区分別残高（免税事業者等からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシート

＜消費税ワーキングシート一覧＞

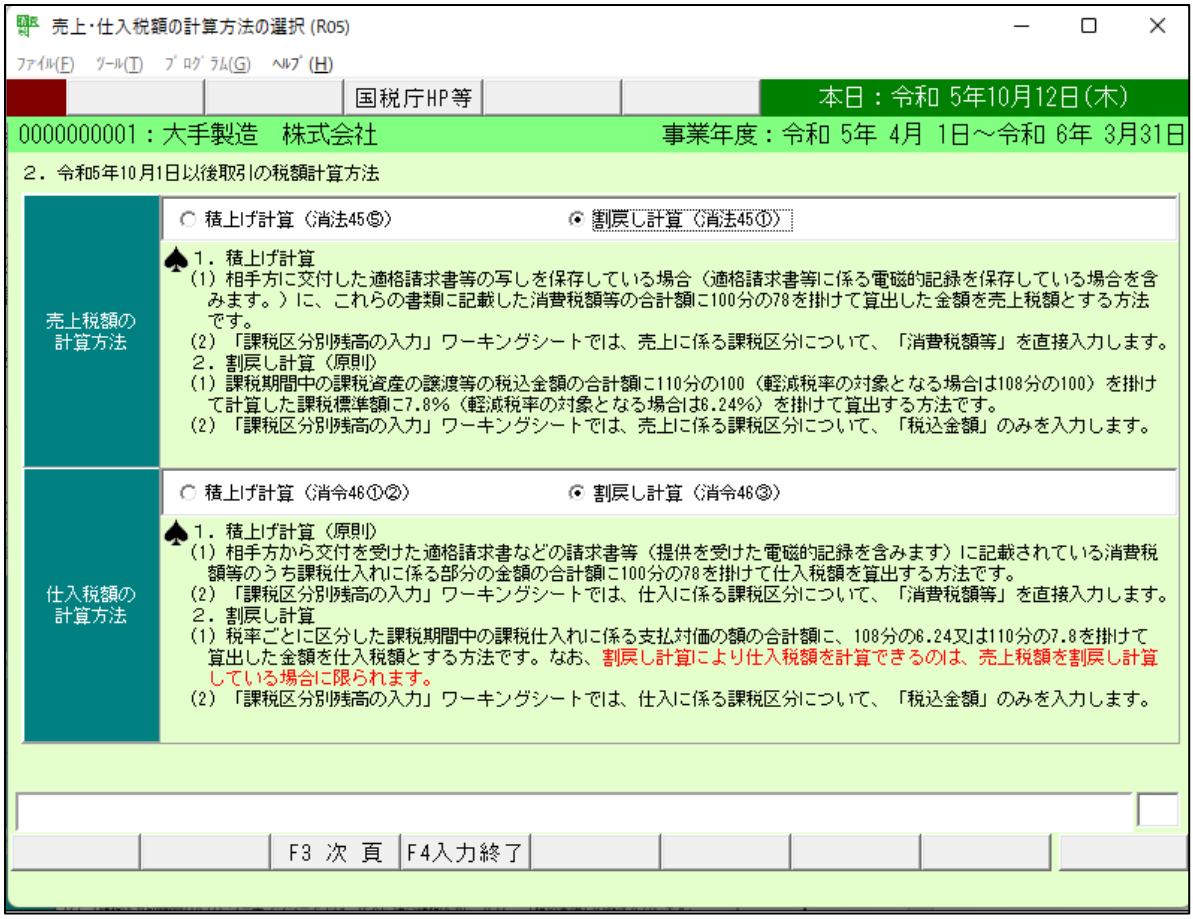


※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

(2) 「売上・仕入税額の計算方法の選択」ワーキングシートの新設

当ワーキングシートでは、令和５年１０月１日以後取引の売上税額及び仕入税額のそれぞれについて、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択します。

＜「売上・仕入税額の計算方法の選択」ワーキングシート＞



※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

(3) 「仕入れに係る消費税額の控除」ワーキングシートの改訂

次の入力項目を追加します

①「当課税期間において免税事業者であった期間の課税売上高」欄

1) 免税事業者が課税期間の中途で適格請求書発行事業者となった場合に入力します。

2) 当欄の金額と消費税申告で計算された課税売上高の合計額を「当課税期間の課税売上高」として、仕入税額を全額控除可能か（課税売上高が５億円以下か）を判定します。

②「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）の適用」区分

(4) 「課税区分別残高（課税売上げ・適格請求書発行事業者からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシート（旧「課税区分別残高（課税売上げ・課税仕入れ）の入力」ワーキングシート）の改訂

①課税区分[1][11][5][51][6][61][7][71]について、税額計算方法（積上げ計算・割戻し計算）を選択できるようにします。

②税額計算方法で「積上げ計算」を選択した行について、消費税額等を入力できるようにします。

(5) 「課税区分別残高（免税事業者等からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシートの新設

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合の課税区分として、新たに課税区分[52][53][62][63][72][73]を追加します。これらの課税区分は、既存の課税仕入れを処理する課税区分[5][51][6][61][7][71]のそれぞれに対応します。

今回追加する課税区分	
[52]	免税事業者等からの課税仕入れ(課税売上げ)
[53]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還
[62]	免税事業者等からの課税仕入れ(非課税売上げ)
[63]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還
[72]	免税事業者等からの課税仕入れ(売上げ共通)
[73]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還

当ワーキングシートでは、課税区分[52][53][62][63][72][73]に係る金額を入力します。

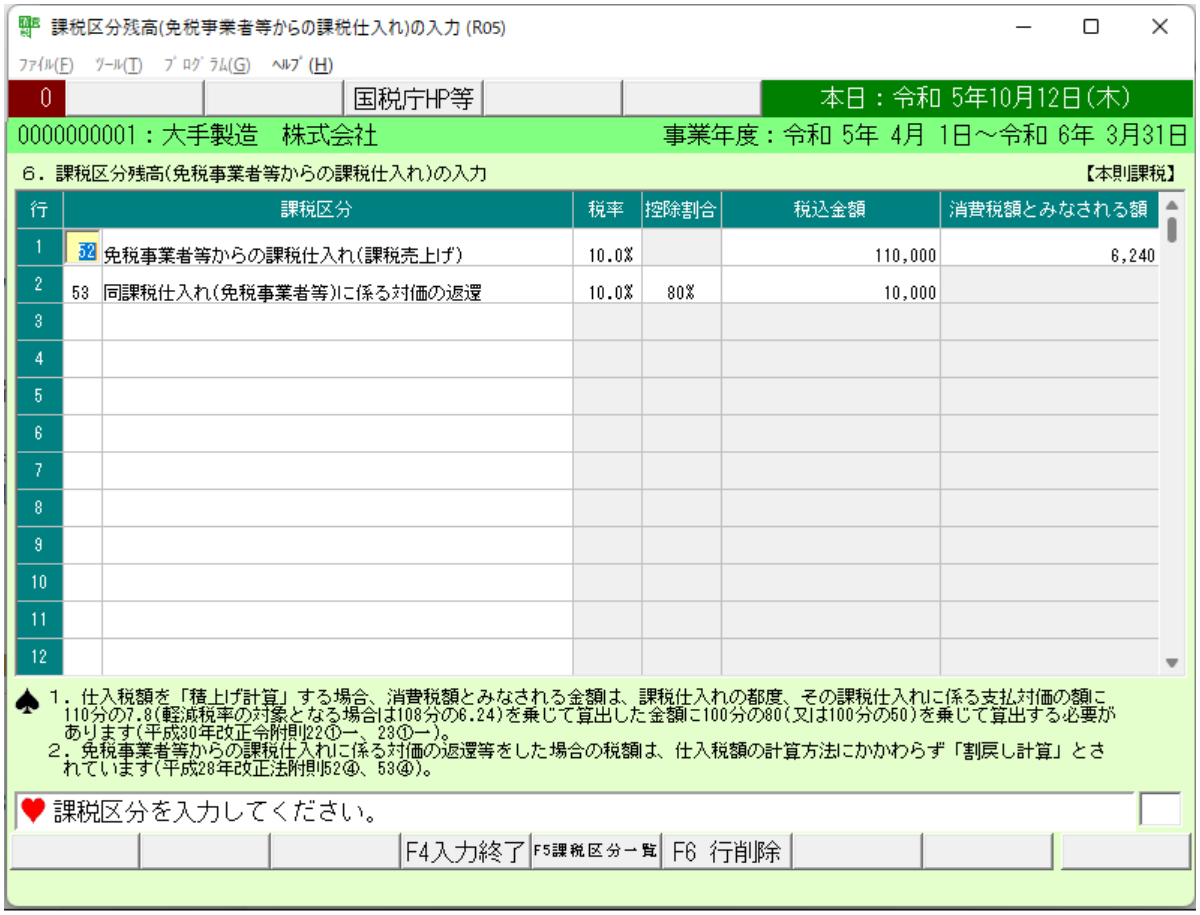
①仕入税額を「割戻し計算」する場合は、「税率」「控除割合」（80％、50％、0％）及び「税込金額」を入力します。

②仕入税額を「積上げ計算」する場合は、免税事業者等からの課税仕入れ（課税区分[52][62][72]）について、「消費税額とみなされる額」(注)を直接入力します。

(注)課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率の対象となる場合は108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の80（又は100分の50）を乗じた金額とされています（平成30年改正令附則22①一、23①一）。

③免税事業者等からの課税仕入れに係る対価の返還等をした場合の税額（課税区分[53][63][73]）は、仕入税額の計算方法にかかわらず、「割戻し計算」とされています（平成28年改正法附則52④、53④）。

＜「課税区分別残高（免税事業者等からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシート＞



※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

(6) 「特定収入がある場合の仕入控除税額の計算の特例」ワーキングシートの改訂

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定（消令75⑧）に対応します。

①控除対象外仕入れ税額に係る調整計算をするための計算基礎の入力又は調整額の直接入力を行えるようにします。

②計算基礎による自動計算は、取戻し対象特定収入が１種類の場合にのみ対応します。取戻し対象特定収入が２種類以上の場合は、国税庁ホームページに掲載される計算表(Excelファイル)(注)を使用して事前に調整額を計算し、その結果を直接入力してください。

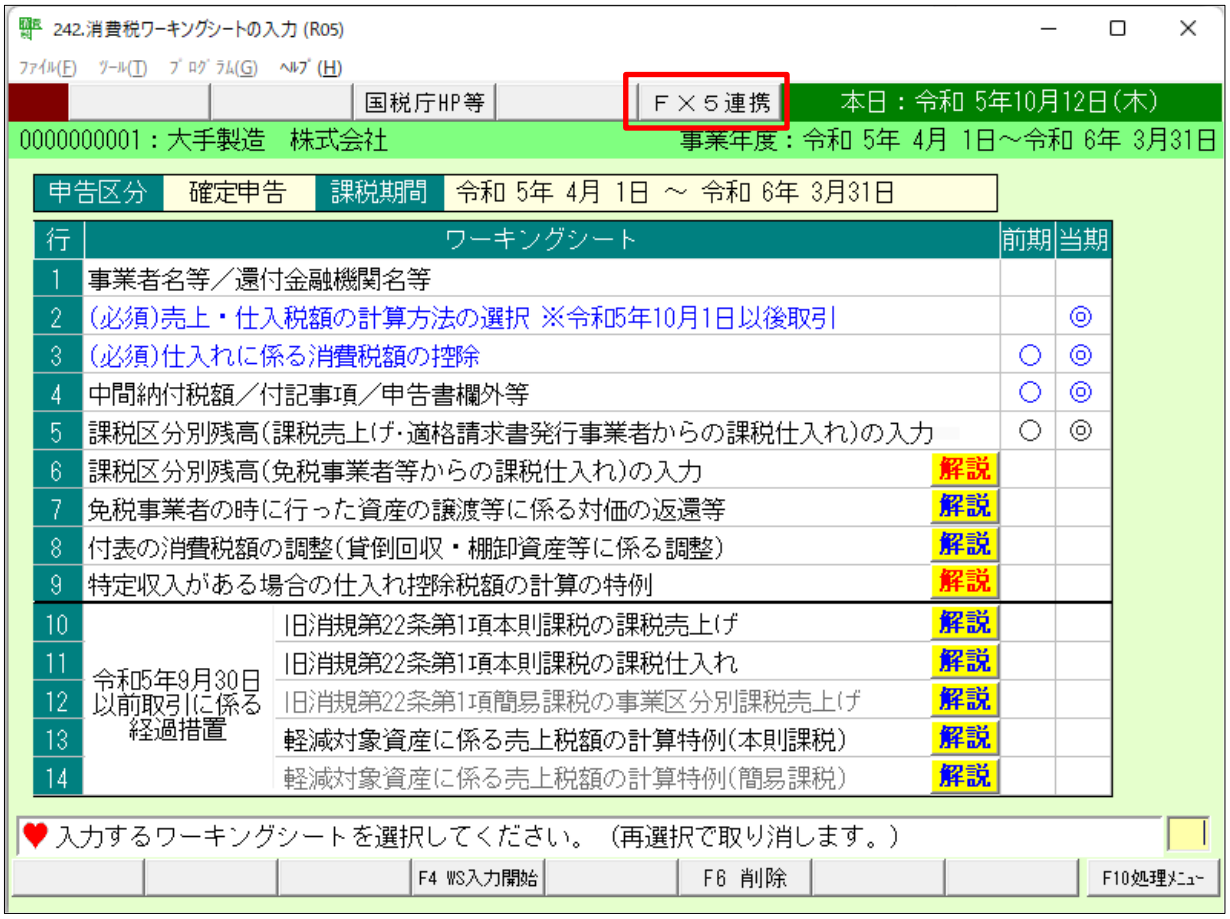
(注)令和５年１１月１４日現在、当計算に対応した計算表（Excelファイル）は国税庁ホームページに公開されていません。なお、国税庁ホームページの「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（令和５年６月）」では、「適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定に関する計算例については、今後、国税庁ホームページに掲載します」と案内されています。

(7) 統合型会計情報システム（ＦＸ５）との連携機能の改訂

①免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の課税区分（[52][53][62][63][72][73]）の連携データ（ＣＳＶファイル）を読込めるようにします。

②ＦＸ５との連携は、これまで「課税区分別残高(課税売上げ・課税仕入れ)の入力」ワーキングシートの[ＦＸ５連携]ボタンで行えるようにしていましたが、上記①により、「課税区分別残高（免税事業者等からの課税仕入れ）の入力」ワーキングシートにも読込むため、消費税ワーキングシート一覧の上部に[ＦＸ５連携]ボタンを移動します。

＜[ＦＸ５連携]ボタン＞



※開発中のイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

２．「243. 消費税額の確認と検討表の印刷」メニューの改訂

(1) 消費税申告検討表１（課税区分別残高の確認表）で、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の課税区分（[52][53][62][63][72][73]）に係る金額を確認できるようにします。

(2) 消費税申告検討表１に、「課税区分別残高の内訳表（積上げ計算分・割戻し計算分）」を追加します。当検討表で、申告計算において「積上げ計算」と「割戻し計算」が混在している場合の計算の内訳を確認できます。

３．「244. 消費税申告書と付表の印刷」メニューの改訂

令和５年１０月１日以後に終了する課税期間の消費税申告書の様式に対応します。

４．「245.還付申告に関する明細書の作成」メニューの改訂

(1) 消費税の還付申告に関する明細書の様式改正

令和５年６月３０日、国税庁ホームページで「「消費税関係申告書等の様式の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）」が公表され、「消費税の還付申告に関する明細書」の「３ 課税仕入れに係る事項」の「(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得」及び「(3) 主な固定資産等の取得」の各明細に、「取引先の登録番号」を記載することとされました。

改正後の様式は、令和５年１０月１日以後に終了する課税期間から適用とされています。

(2) システムの対応

「３ 課税仕入れに係る事項」の「(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得」及び「(3) 主な固定資産等の取得」の各明細において、「取引先の登録番号」を入力できるようにします。

なお、「取引先の登録番号」の入力にあたっては次のチェックを行います。

①桁数（T＋１３桁）のチェック

②チェックデジット（検査数字）によるチェック

③「国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト」の情報による実在性及び有効性のチェック(注)

（注）ファイアウォール機器等が動作している場合のお願い

ネットワーク上でファイアウォール機器等が動作している場合、上記③のチェックを行うためには、以下の通信宛先及びポートへの通信を許可する設定が必要となります。お手数ですが、設定をよろしくお願いいたします。

通信宛先	ポート
https://slapi2.tkc.co.jp/	443

５．「312.電子申告データの作成（完成）」メニュー、「321.消費税の電子申告」メニューの改訂

(1) 消費税の電子申告の対応

令和５年１０月１日以後に終了する課税期間の消費税の電子申告に対応します。

(2) 国税電子申告におけるイメージデータ（ＰＤＦ）の送信容量拡大への対応【前回の案内から追加】

「国税ｅ－Ｔａｘソフト仕様」が改訂され、ＰＤＦの送信容量が１回の送信につき８ＭＢ以内から１４ＭＢ以内に拡大されました。また、「国税ｅ－Ｔａｘソフト仕様」ではＰＤＦを最大１１回送信できるため、送信容量の合計も８８ＭＢから１５４ＭＢに拡大されました。

これを踏まえ、消費税の電子申告において、ＰＤＦを最大１５４ＭＢまで添付できるようにします。

Ⅱ　利用上のご注意

１．運用管理システムでの「ＤＢのバージョンアップ」処理のお願い【前回の案内から追加】

令和５年度ｅ－ＴＡＸ消費税[2023年07月版]をご利用の場合は、[2023年11月版]を登録（更新）後、運用管理システムの「23.ＤＢのバージョンアップ」処理を行ってください。

２．旧税率（8.0%、5.0%、3.0%）があり、「２割特例」を適用する場合の申告計算について

(1) 令和５年度税制改正により、「２割特例」を適用する場合の様式として付表６が追加されました。当付表には旧税率に係る金額を記載する欄がありません。

旧税率があり、「２割特例」を適用する場合の記載方法について、当社が加盟する税務システム連絡協議会を通じて国税庁に確認したところ、次の回答でした。

①本則課税・簡易課税にかかわらず、簡易課税用の付表4-1等を使用していただくこととなります（すべて第２種事業として記載）。

②ただし、本則課税の場合、本則課税用の第１表と簡易課税用の付表4-1等の組み合わせによる申告はｅ－Ｔａｘ上エラーとなるため、書面での提出となります。

(2) 上記(1)の回答を踏まえ、一般課税用（本則課税）で該当するケースには対応しないこととさせていただきます。当ケースに該当する場合は、一旦簡易課税で税額計算等を実施いただき、大変お手数をおかけしますが、手書きでの申告をお願いします。

Ⅲ 動作環境

ｅ－ＴＡＸ消費税のＷｅｂメニューの「環境設定手順書」の「Ｉ動作環境」又はＴＫＣグループホームページの「ｅ－ＴＡＸ消費税の動作環境」ページ
(https://www.tkc.jp/consolidate/spec/#shouhi)をご確認ください。

Ⅳ 提供予定日等

１．提供予定日

令和５年１１月２１日(火)からダウンロード提供します。

※１ システムを起動する際に、プログラムをダウンロードします。

※２ ダウンロード希望日は「システムの更新方法の設定」画面で変更できます。

２．お申込み方法等

(1) 令和５年度ｅ－ＴＡＸ消費税の継続利用をお申込み済みの場合

令和５年１０月２０日(金)から、「システムの更新方法の設定」画面で、令和５年度ｅ－ＴＡＸ消費税の更新日を指定できるようにしています。更新方法及び更新日をご確認ください。

※「システムの更新方法の設定」画面は、「運用管理システム」の[システムの更新方法の設定]ボタンから起動してください。なお、運用管理システムの権限が必要です。

(2) 令和５年度ｅ－ＴＡＸ消費税の継続利用をお申込みでない場合

継続利用をお申込みいただくと、上記(1)と同様に、「システムの更新方法の設定」画面で、ｅ－ＴＡＸ消費税の更新日を指定できるようになります。

なお、継続利用のご注文は、「運用管理システム」の[ＴＫＣ連結グループソリューションオーダ・エントリ（プログラムの注文、担当者情報の更新）]ボタンから行えます。

以上